

食品安全委員会第730回会合議事録

1. 日時 平成31年 2 月12日（火） 14：00～14：52

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）企画等専門調査会における審議結果について

- ・平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- ・2019年度食品安全委員会運営計画について
- ・平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

（2）薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、吉田（充）委員

（事務局）

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、池田評価情報分析官、渡辺リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料 1－1 企画等専門調査会における審議結果について

資料 1－2 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について

資料 1－3 2019年度食品安全委員会運営計画（案）

資料 1－4 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書

資料 1－5 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

資料 2 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
（家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質に係る薬剤耐性菌）

6. 議事内容

○佐藤委員長 それでは、ただ今から第730回「食品安全委員会」会合を開催いたします。
本日は6名の委員が出席でございます。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第730回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料を確認させていただきます。本日の資料は6点でございます。

まず資料1-1が「企画等専門調査会における審議結果について」、資料1-2が「平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料1-3が「2019年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料1-4が「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書」、資料1-5が「2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料2が「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について、以上6点でございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）企画等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

本年2月4日に行われました第26回「企画等専門調査会」における審議の結果、①平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定、②2019年度食品安全委員会運営計画、③平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、資料1－2から資料1－5までのとおり、委員会に報告することが決定されました。

詳細について、順次事務局から説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、まず、お手元の資料1－2に基づきまして、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補についての審議結果について、御説明を申し上げます。資料1－2をお手元の方をお願いいたします。

企画等専門調査会は、第25回、第26回の2回にわたりまして、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について審議を行いました。まず、専門委員、外部募集等を通じて8件の提案が寄せられた訳でございますが、それを第25回、昨年11月21日に開催されましたけれども、3件に絞り込みを行い、それを2月4日、先週開かれました第26回「企画等専門調査会」で具体的な審議結果として報告を行ったものでございます。それが資料1－2でございます。

まず初めに1つ目の案件候補、メチル水銀でございますけれども、1枚おめくりいただきましたところに企画等専門調査会で配付されました資料がございます。水銀につきましては、既に平成17年に食品安全委員会において評価が行われておりまして、この評価におきましては、ハイリスクグループについては胎児、乳児、小児を含めて検討を行い、胎児をハイリスクグループとして設定し、今、右側の（9）備考のところでございますけれども、厚生労働省は、妊娠している方または妊娠している可能性のある方を対象に注意喚起を行っているところでございます。

具体的な注意喚起の中身は、（6）リスク管理措置等のところの中段ほどにありますけれども、それぞれ魚種に応じて一定期間にどの程度までだったら食べても大丈夫だという目安を示しているという形でございます。これを踏まえまして、（1）のところ、それから（4）のところを御覧いただきますと、提案者からは、EFSAはメチル水銀の1日当たりの摂取量を2012年に変更した。また、（4）を御覧いただきますと、離乳期の幼児にマグロを食べさせた事例があり、体重当たりで見ると食安委が定めた値よりも四、五倍量を与えるような母親もいたと。出生後の脳発達期にこのような高濃度暴露が問題にならないのかという観点から提案があったものでございます。

1ページにお戻りいただきますと、審議の内容といたしましては、もともと平成17年の評価も厚生労働省からの諮問に対して行われたということもあり、リスク管理機関の考えや対応を注視しつつ、出生後の暴露への影響の程度を科学的に示すことを含め将来的に再評価を行う可能性も考慮して情報収集を行う必要があるのではないかという形で審議が行

われ、結果といたしまして、将来的に再評価を行う可能性も考慮しながら情報収集を行うという形の審議結果がまとめられたところでございます。

2つ目、アニサキスでございますけれども、これにつきましても同様に、次のアニサキスの横表となっているところを御覧ください。

健康被害の発生状況のところにもありますとおり、平成27年から29年にかけてアニサキスの食中毒の状況が非常に増えてきております。また、提案者からは、感染源はサバだけではなくサンマも重要と分かってきた。また、今年はカツオを原因とした食中毒が激増しているという形で提案があったものでございます。（6）のところにも提案者が記載した内容として、厚生労働省から冷凍による食中毒予防の通知が出ているけれども、事件数は増えていて、米国やEUでは魚の冷凍に定めがあるのではないかという形で提案がなされております。

これにつきまして審議が行われた訳でございますけれども、企画等専門調査会におきましては、発生件数が増加していること等を踏まえると、自ら評価の案件候補と考えられるのではないかと。しかし、一方で、評価に必要と考えられる知見が不足しているという御意見もありまして、こうした点に留意しつつ、食品安全委員会において取り扱いについて審議されることが適当ではないかという審議内容でございまして、審議結果といたしましては、真ん中のところでございますとおり、評価案件候補と考えられるが、食品安全委員会において取り扱いについて審議をするという形でまとめられたところでございます。

3番目が、魚・魚加工品中のヒスタミンについてでございます。これにつきましても、横表の方を御覧ください。（3）健康被害の状況というところで、ここに記載しております平成27年以降の3カ年について見ますと、事件数・患者数は非常に減少しているということではございますけれども、備考のところにもございますとおり、我が国ではヒスタミンの食中毒は小中学校給食での発生が非常に多いということでございます。そういうことを踏まえまして、提案者からは一番左側（1）にございますとおり、ほかの魚介類を原因とする食中毒事例は減少傾向にあるにもかかわらず、ヒスタミン食中毒は依然として毎年発生していて、年によりまして数件から数十件、100人から500人の患者数が報告されている。この防止を図るためには、従来の一般的な表現による指導・注意喚起では不十分で、より具体的な温度と時間から成る管理基準が必要ではないかというような形で御提案があったものでございます。

これにつきまして、企画等専門調査会で審議が行われました結果、具体的なリスク管理に資するような知見・情報が非常に不足しているのではないかとということで、また、学校給食での発生が多いということで、具体的なリスク管理に資するような知見・情報を積極的に収集・提供していただくということで、審議結果として、積極的な情報収集及び情報提供を行うという形で取りまとめられたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

川西委員、どうぞ。

○川西委員 2番目のアニサキスに関して、私は微生物・ウイルスに関しては一般的なことで以上には知らない訳ですが、資料1-2で企画等専門調査会でも評価に必要と考えられている知識が不足しているというような指摘がされている訳ですが、リスク評価を前提としたデータの収集という点から考えて、見通しというか、見込みというか、そのあたりはどのように考えられるのでしょうか。事務局あるいは詳しい委員の先生から伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 では、まず、山本委員、お願いできますか。

○山本委員 直接のお答えになるかどうか分かりませんが、これまで食品安全委員会で寄生虫に関してのリスク評価というのが、ヒラメのクドア・セプトエンクタータというもので評価をしております。クドアの場合と比べて、対象となるアニサキスは種が複数にわたっているとか、対象の魚介類の種類も非常に多くなるということから、汚染実態調査に係るようなデータ、暴露評価に関するデータというものは、なかなか集まっていないのではないかと考えています。

必要な知見というものを、どのようなものが必要かをまずは整理しつつ、それをリスク評価が可能かどうかも含めて考えていきたいと思うのですが、一応その辺のところは専門調査会の方で確認いただく必要があるのではないかと考えております。

○佐藤委員長 事務局、何か追加はありますか。特にない。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。

吉田充委員、どうぞ。

○吉田（充）委員 アニサキスについては、既に冷凍することや加熱するというようなリスク管理措置が知られている訳ですが、今度やるリスク評価というのは、どのようなイメージになるのでしょうか。

○佐藤委員長 山本委員、お願いします。

○山本委員 アニサキスの管理ということになると、通常、わさびや酢締めというのでは死滅はしないということになっていますので、確実に食中毒を防ぐということでもあります。

と、冷凍とか加熱ということになると考えております。しかしながら、刺身等、生で食べられているということもありますので、それを踏まえた評価が必要になるのではないかと考えております。

具体的なことは事務局から追加していただけますか。

○佐藤委員長 追加をお願いします。

○吉岡評価第二課長 リスク評価を行うことになると、具体的には、まず暴露評価をやらないといけない訳ですが、例えばアニサキスは、太平洋側と日本海側では存在している種が異なっているという情報がございます。また、魚種による寄生の状況も異なっております。あるいは魚が死んでからアニサキスが内臓から筋肉に移行していくと考えられておりますけれども、内臓摘出までの時間や温度等、暴露評価を行うためには整理する点が多くあるのではないかと考えております。

加えまして、健康被害解析を行う場合には、アニサキスの量と健康被害の発生状況、用量反応についても検討していく必要があると考えております。いずれにいたしましても、先ほど山本委員から御説明がありましたように、微生物・ウイルス専門調査会で専門家の方々にまず議論をしていただければと考えております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

私から1点伺いたいのですが、アニサキスによるアレルギーというのも最近言われているようなのですが、今の時点で結構なのですか、その辺をどのように考えていったらいいかというのは、何か考えがあったら。

○吉岡評価第二課長 文献などを調べておりますと、アニサキスアレルギーについては、欧州等、特にスペインなどで報告をされております。また、我が国でも症例報告などが出ております。こういうことがアレルギーに関係しているのかどうか、一方で解明されていないという点もかなり多いと聞いておりますので、まずは事務局といたしましては、アニサキスについての情報収集をする全体の中でアレルギーに関するところについても知見を収集していきたいと考えております。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

微生物の専門調査会にアレルギー専門の方がいらしたかどうか分からないけれども、その辺の方々にも知見を聞くとか、意見を聞くというようなことも考えながらやっていただければと思います。

○吉岡評価第二課長 承知いたしました。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

私から少し、メチル水銀についてコメントをさせていただきたいと思うのですが、先ほど事務局から説明があったように、食品安全委員会は平成17年にメチル水銀の評価を行った訳です。これは私もかかわらせていただいて、思い出の深い評価の一つであります。その際、胎児をハイリスクグループとして、妊娠している方もしくは妊娠している可能性のある方を対象にTWIを決めて、これをもとにリスク管理機関、厚生労働省でお魚の食べ方を決めていただいて、注意喚起をしていただいて、それがそれなりにうまくいっているのかなという感じがしております。

この時に乳幼児あるいは小児への影響に関する科学的知見がほとんどなかったのも、そういう人たちは対象に入れなかったのだろうと覚えております。評価の後にいろいろメチル水銀の疫学研究、出生コホート研究がなされて、評価に使ったフェローやセーシェルよりも低い暴露の集団においても影響があるというような研究がある一方で、ないというような結果を出しているところもあって、結果が一貫していないという点があるのだらうと思っています。

さらに、先ほど述べた乳児や幼児への影響について、なかなかしっかりした科学的知見を示しているものがない訳なのです。そういうために、再評価というか、これは厚生労働省から諮問されたことでもありますし、すぐに再評価にはならないのだらうなとも思っていましたけれども、将来的にはやはり再評価が必要だらうと考えていて、そのための知見の集積というのは必要なのだらうなということで、これは企画等専門調査会において審議していただいたように、再評価を行う可能性も考慮しながら、情報収集、知見の収集を行うということが必要なのだらうと思っています。

それと、ヒスタミンについて言えば、先ほどちょっと学校給食で多いというようなこともございましたので、これはリスク評価するとかしないとかにかかわらず、やはり情報収集して、そのようなことをできるだけ少なくするような情報提供ができればいいなと思っています。

ということで、メチル水銀については、将来的に再評価を行う可能性も考慮しながら情報収集を行う、アニサキスについては、企画等専門調査会においては食品安全委員会において取り扱いについて審議するというふうにある意味委託されたのだと思いますけれども、微生物・ウイルス専門調査会に案件を審議していただくということを頭に置いて、アニサキスについては評価に必要な知見が不足していると考えられること等に留意しつつ、今、申し上げたように微生物・ウイルス専門調査会に案件を審議していただいた上で、今後の対応を検討すると。それから、魚・魚加工品中のヒスタミンについては、積極的な情報収集及び情報の提供を行うと。これは学校給食に向けてということもあろうかと思っておりますけれども、そのようにしたいと思いますが、そういう結論でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、2019年度食品安全委員会運営計画について、説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元の資料1－3に基づいて御説明をさせていただきます。

1ページからは案でございまして、それをめくっていただきますと、16ページからになるのですが、今年度の運営計画と2019年度の運営計画案が対照表の形で整理されておりますので、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。主に今年度から変更になるところを中心に御説明させていただきます。

初めに、16ページ、第1、委員会の運営の重点事項のところでございますが、真ん中の(2)重点事項、最初に食品健康影響評価の着実な実施でございますけれども、今年度は文章で書いてありましたが、来年度は箇条書きの形式に記載を改めてはどうかということでございます。1つ目の箇条書き、a. が法改正の関係でございますけれども、平成30年6月の食品衛生法の改正によって、食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度が導入されました。それを踏まえまして、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、評価ガイドラインを取りまとめた上で、リスク評価依頼がなされた物質について順次リスク評価を行うと記載させていただいております。また、法改正関係では農薬取締法の改正に伴い導入される農薬の再評価について対応を進めるということで記載をさせていただいております。

b. のところではガイドラインの関係でございまして、農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、国内外の安全性評価の考え方等をもとに評価ガイドラインを策定すると記載しております。また、添加物についても、研究事業の取りまとめを活用して評価ガイドラインの改訂を検討すると記載させていただいております。

c. のところでは新たな評価方法の関連といたしまして、ベンチマークドーズ法について、化学物質の毒性評価に資するよう、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、研究事業の成果等をもとに集積された科学的知見を組み込むことによりガイドラインの作成を進める。また*in silico*評価手法を推進するため、知見の集積を行うという形で記載をさせていただいております。

その下の②リスクコミュニケーションの戦略的な実施のところは、17ページの上の方にかけてでありますけれども、重点テーマとしてリスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方、これが1つ。それから食中毒と、この2つのテーマについてリスクコミュニケーションを実施すること。また、重要な連携対象者といたしまして、学校教育関係者と食品

関係事業者との連携強化ということを記載させていただいております。

③といたしましては、今年度、ロードマップの改訂を行うということで、2020年度から2024年度までの5年間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明示するための内容の改正を行うということを記載させていただいております。

続きまして、18ページの下の方を御覧ください。食品健康影響評価の実施の評価ガイドライン等の策定のところでございます。これは重点事項のところにも記載をいたしましたけれども、2019年度において、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入に対応するため評価ガイドラインを策定すること。それから、農薬について、評価ガイドラインを策定すること。また、添加物について、指針の改訂を検討することを記載しております。

また、ベンチマークドーズ法について、ガイドラインの策定を進めるということを記載させていただいています。

それから、「自ら評価」の案件の選定につきましては、19ページの一番上、3の（1）のところですが、来年度も先ほど1つ目の議題で御説明いたしましたのと同様、「自ら評価」案件の選定を進めることとしております。

続きまして、20ページを御覧ください。第5、研究・調査事業の関係でございます。先ほど重点事項のところでも出てまいりましたけれども、今年度は研究調査事業のロードマップの改正でございますので、1といたしまして特出しをして、今後5年間に委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正を行うことを記載しております。

また、21ページの中ほど、「プログラム評価」の関係でございますけれども、今年度まではプログラム評価と新ロードマップの策定に向けて追跡評価を行うと記載してございましたけれども、来年度は、追跡評価を踏まえてプログラム評価を行うと。そのプログラム評価の結果を踏まえてロードマップの策定につなげていくということでございますので、プログラム評価を行う旨を記載させていただいております。

21ページの下半分でございますけれども、リスコミの関係といたしましては、先ほど重点事項のところにもありましたとおり、重点テーマとして「リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とするという旨を記載しております。

「1 様々な手段を通じた情報の発信」のところでは、情報発信に当たり、新たな媒体の活用について検討するというところで、現在、ホームページ、Facebookを中心に行っておりますけれども、新たな媒体の活用について検討を行う旨を記載させていただいております。

その下の（1）ホームページのところでは、特にキッズボックスについて掲載記事を充実させるということで、昨年度は掲載頻度をふやすということで毎月化を行いましたけれども、今度は質の充実を図るという旨の記載にさせていただいております。

（5）冊子等の紙媒体のところでは、先ほどキッズボックスの充実を図るということを

申し上げましたけれども、「キッズボックス総集編」というものを改訂し、意見交換会等で配布をしたいと思っております。また、重点テーマにつきまして、食中毒について意見交換会でリーフレットを配布し、リスクアナリシスの考え方については学会のブース出展等で掲示するためのポスターの改訂ということを行いたいと思っております。

22ページの「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」のところでございますけれども、ここは今年度のところを2つに分けて記載しております。まず、意見交換会、講師派遣というところにつきましては、特に重点連携対象であります学校教育関係者について、地方公共団体主催の意見交換会に講師を派遣することによって、児童・生徒、保護者への波及効果を高めていくほか、特に来年度の新規事業といたしまして、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材（副読本）づくりを進めていきたいと思っております。

また、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供するという事で、重点対象として学校教育関係者に加えまして、食品関係の事業者を入れておりますけれども、特に今までなかなか連携が進んでおりませんでした、そういった食品関係事業者への情報提供の推進を図っていききたいと思っております。

23ページの「3 関係機関・団体との連携体制の構築」ということでございますが、(2) 地方公共団体との連携につきましては、特に学校教育関係者について科学的な知識の普及啓発ができるよう、連携強化を進めるということと、また、新たにリスクコミュニケーションの成功事例の情報共有ということで、自治体みずからリスクコミュニケーションを積極的に、効果的に実施していただけるように連絡会議を開催するなどの取り組みを進めたいと思っております。

第7、第8につきましては、時点修正でございます。

最後、第9、国際協調の推進、24ページでございますけれども、国際会議への委員、事務局職員の派遣につきましては、例年と同様、ここに記載のと通りの会議に委員、専門委員、職員等を派遣したいと考えております。

また、最後のページ、25ページの(3)にございますとおり、昨年、協力文書を締結したデンマーク工科大学を含め、連携強化のための会合を開催するほか、特に今年度からはアジア諸国の食品安全機関等を含めまして、外国政府機関との情報交換・連携の構築を進めていきたいと考えております。

主な変更点を中心に御説明申し上げました。私からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長 何か追加がありますか。

○矢田総務課長 済みません。1点申し上げたいと思います。

21ページの第5の最後、来年度の4、研究・調査の「プログラム評価」のところですが、今年度までは「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施というのがまさに実施の中身だったので、そのタイトルでよかったのですが、来年度は、むしろ追跡評価を踏ま

えて「プログラム評価」を行うというのが実施する中身でございますので、表題についても修正を加えた方がいいのではないかと。追跡評価の実施というのがタイトルになっておりますので、ここは事務局のチェックミスで大変申し訳ございませんが、表題のところも、研究・調査事業の「プログラム評価」の実施という形で表題を改めさせていただければと御提案させていただきます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

では、今の修正のお申し出も含めて、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

基本的にはこれまでと同じようなことなのですけれども、しかし、今の説明を伺っていると、情報の発信をかなり積極的にやろうかなというような感じがうかがえる運営計画だったと思います。

特に御意見がなければ、本案について、広く国民からの御意見を伺った上で最終決定を行いたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については、意見の募集手続に入ることといたします。

続きまして、平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、説明をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、お手元の資料1－4、1－5に基づいて説明をさせていただきます。

初めに、今年度の緊急時対応訓練の実施結果報告書、資料1－4でございます。

2枚めくっていただきまして、2ページを御覧いただけますでしょうか。今年度実施した訓練の主な内容でございます。まず、実務研修といたしまして大きく3つ実施をいたしております。1つ目が緊急時対応手順研修ということで、緊急事態が発生した際に食品安全委員会の全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするという観点から研修を行ったものでございます。毎年、事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことがない者、特に4月でございますので人事異動による転入者が中心になろうかと思っておりますけれども、約30名を対象に4月6日金曜日に実施してございます。

中身といたしましては、政府全体の緊急時対応の枠組み、それから、食品安全委員会の手順書に基づく緊急時対応の手順、また、各課の主な役割、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応についての説明ということを行っております。

2つ目が情報発信研修でございます。緊急時におきましては、食品安全委員会は情報発

信が主要な役割になるだろうということで、特に夜間や休日等においても緊急事態が発生した際に初動対応として情報提供を迅速に行うことができるようにするという観点から、この研修を実施したものでございます。参加者といたしましては、特に係長級の事務局職員のうちで、情報・勧告広報課の職員、あるいはこの研修を過去に受講したことがない者を対象に、この研修を実施しておりまして、11月7日に行っております。

食品安全委員会のホームページの「重要なお知らせ」の欄への情報掲載方法について講師役の職員から説明を行って、質疑応答等を実施しております。

3つ目の研修がメディア対応研修ということでございまして、緊急時にFacebookの発信等によって情報を提供する場合に、報道関係者や消費者に対して、より分かりやすく迅速に情報提供するための知識、技能を養うという観点から行っているものでございます。

今年度は、慶應義塾大学の吉川先生の講義ということで、12月4日、委員を含め事務局職員約50名が参加をして行われました。吉川先生からは、食品安全委員会に求められる分かりやすい情報提供のあり方ということで、御専門の社会心理学、それから分かりやすい情報提供という観点から講義をしていただきまして、質疑応答を行いました。

また、確認訓練ということでございますが、3ページの中ほどでございます。緊急時における組織的な対応の流れということで、関係省庁を含めた実践的な実働訓練を通して実際に確認しながら実施をするということでございます。今年度は12月20日に実施をしておりまして、関係省庁、食品安全委員会のほか消費者庁、厚生労働省、農林水産省、警察庁が参加をして行っております。

具体的な想定される事案といたしましては、4ページを御覧いただきますと、訓練で用いた仮想シナリオということで、冷凍カットほうれん草に農薬マラチオンが混入していたということで、都道府県をまたがって実際に被害が発生をしたという想定で行っております。

3ページにお戻りいただきまして、内容のところでございますけれども、具体的なハザード名を含めて担当者にはシナリオ非提示で行っております。事案が発生して連絡があったから資料を作成して公表するというところで、実践的に行われました。また、特に外部から食品安全委員会事務局に入る様々な問い合わせのパターンも多様にするなど、より現実的な想定事項を組み入れております。

また、関係省庁で合同で訓練を実施しておりますので、統括官制度ということで、関係省庁の部局長級をメンバーとする会議等も実施をしているところでございます。

訓練結果の検証については、5ページ以下に記載をしておりますけれども、緊急時対応手順研修、情報発信研修、メディア対応研修のいずれも、アンケート結果等も行いましたが、中身としておおむね適当であるという結果が得られております。特にメディア対応研修につきましては、情報発信の際に念頭に置いておくべき知恵として有益であった。行政文書にありがちな表現も不明瞭であり、また、リスク比較について学べるが多かった等々の評価もいただいているところでございます。

また、5 ページの下の方には確認訓練の結果について記載しておりますけれども、全体的にはおおむね混乱なくスムーズに対応できたのではないかと。また、冒頭、関係者が一堂に会して方向性を決めたということがよかったのではないかとという御意見。6 ページをめぐっていただきますと、事務局内の情報共有ということで、打ち合わせメンバーはできるだけ最小限に絞って、参加していないメンバーに参加したメンバーが内容を展開するようなことが適当なのではないかと。また、情報提供資料の作成については、より効率的、迅速的に作成をし、幹部の確認等を行うことが必要なのではないかと等々の御意見をいただいております。

重点結果の検証はおおむね記載のとおりでございますけれども、最後のところで緊急時対応マニュアルの1つ上、6 ページの(2)のすぐ上のところの○でございますが、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系については効果的な設計ではないかということで、次年度についても、今年度の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施することが望ましいという形でまとめられております。

マニュアル等の実効性の向上という観点では、こうした検証結果を踏まえまして、適時適切に見直す必要があるのではないかとという御意見も頂戴したところでございます。

以上の確認結果を踏まえまして、資料1－5でございますけれども、来年度、2019年度の食品安全委員会の緊急時対応訓練計画でございます。基本方針及び重点課題につきましては、今年度に引き続き、ほぼ同様の重点課題とさせていただいております。

また、3のところに来年度の訓練計画の実施スケジュールを記載させていただいておりますけれども、今年度と同様、実務研修と確認訓練の2本立てで緊急時対応訓練を実施していきたいと考えております。確認訓練は関係省庁と連携して行いますので、今年度と同様、おおむね12月が想定されているところでございます。それまでの4月から11月にかけて、状況を見ながら実務研修の日程等を入れてやっていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、まず、2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画については、報告された案のとおり決定するということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長　それでは、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思います。

また、訓練の実施結果等については、企画等専門調査会に報告をして、そこにおいて問題点や改善点について検証を行うよう、お願いしたいと思います。

(2) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について」、本件については、ワーキンググループから意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 資料2の6ページを御用意ください。家畜に使用されるテトラサイクリン系抗生物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の概要です。

テトラサイクリン系抗生物質が家畜に対し、飼料添加物及び動物用医薬品として使用された場合に選択される薬剤耐性菌について、食品安全委員会が決定した「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」に基づき、評価を実施しました。

評価対象抗菌性物質は、牛、豚及び鶏に飼料添加物または動物用医薬品として使用するオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン並びに豚及び鶏に動物用医薬品として使用するドキシサイクリンです。これらの家畜由来の畜産食品を介して伝播する可能性があり、かつ、ヒトの医療分野においてテトラサイクリン系抗生物質が第一選択薬とされている感染症は黄色ブドウ球菌感染症でありますことから、評価すべきハザードとして、家畜にテトラサイクリン系抗生物質を使用することによりテトラサイクリン系耐性が選択された黄色ブドウ球菌を特定しました。

このハザードについて、発生評価、暴露評価及び影響評価を行い、それらの結果からリスクの推定を行いました。

発生評価では、黄色ブドウ球菌のテトラサイクリン耐性機序、国内の家畜におけるテトラサイクリン系耐性状況等を検討した結果、中等度と考えました。

暴露評価では、ヒトがハザードに暴露され得る各経路でのハザードの増加または減弱の程度、ハザードによる食品の汚染状況等を検討した結果、無視できる程度と考えました。

影響評価では、評価対象テトラサイクリン系抗生物質と交差耐性を示すヒト用テトラサイクリン系抗生物質の医療における重要性、ハザードに起因する感染症の重篤性等を検討した結果、低度と考えました。

以上から、評価対象テトラサイクリン系抗生物質が牛、豚及び鶏に使用された結果として、ハザードが選択され、畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できないものの、リスクの低度は低度と考えました。

詳しくは事務局から説明をお願いします。

○吉岡評価第二課長 補足の説明をいたします。

4 ページにお戻りください。審議の経緯でございます。テトラサイクリン系抗生物質につきましては、2017年9月4日から4回にわたってワーキンググループで審議をいただいております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。評価対象物質の構造式が記載されておりますので御覧ください。6員環が4つくっついている、そんな構造をしております。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。7ページの中ほどから「Ⅱ．食品健康影響評価」「1．ハザードの特定」の（1）動物用抗菌性物質に関する情報のところを御覧ください。まず、テトラサイクリン系抗生物質の作用機序については、細菌のタンパク質合成を阻害することによる旨を記述しております。

続いて、抗菌スペクトラムと動物用医薬品の適応症を記載しております。

8 ページをお願いいたします。（3）関連するヒト用抗菌性物質の概要をここにまとめてございます。交差耐性が生じる可能性があるヒトの抗生物質は、同じ系統のテトラサイクリン系抗生物質及び化学構造が類似するグリシルサイクリン系抗生物質です。テトラサイクリン系の間では交差耐性が見られますが、グリシルサイクリン系抗生物質はテトラサイクリン系抗生物質の耐性遺伝子である *tet* 遺伝子によって臨床上の耐性とはなりません。

国内のヒト医療では、テトラサイクリン系抗生物質は細胞内寄生細菌等の治療に第一選択薬として用いられるほか、皮膚感染症や、ここに記載しております感染症等の治療に用いられております。

以上を踏まえまして、（4）のところでハザードの特定をしております。

ページをめくっていただきまして、9 ページ、1 行目からでございます。評価すべきハザードとして、家畜に対して評価対象テトラサイクリン系抗生物質を使用した結果として選択されるテトラサイクリン系抗生物質耐性のMRSA等を含む黄色ブドウ球菌を特定しております。

同じく9 ページ「2．発生評価」では、ハザードの出現、感受性分布、その他の要因の3 項目について、懸念の程度から発生評価を行っております。

（1）ハザードの出現のところでは、テトラサイクリン系抗生物質耐性は、プラスミド等による耐性遺伝子獲得が主であり、黄色ブドウ球菌で主な *tet* 遺伝子は薬剤排出に関する *tet(K)* 遺伝子と、リボソーム保護に関する *tet(M)* 遺伝子です。

（2）といたしまして感受性分布についての記述がございます。最後のパラでございますけれども、家畜由来黄色ブドウ球菌の薬剤感受性については、国内外で体系的なサーベイランスは実施されておきませんが、国内の家畜由来テトラサイクリン系抗生物質耐性黄色ブドウ球菌の検出率は低いと記載をしております。

次に、10ページの下の方から暴露評価について記述をしております。暴露評価は、生物学的特性、食品の汚染状況及びその他の要因の3 項目についての懸念の程度から評価を行っております。

(1) の生物学的特性では、黄色ブドウ球菌のヒトでの主要な保菌部位である鼻腔の影響等を考慮すると、食品とともに経口摂取した家畜由来黄色ブドウ球菌がヒトの腸管に定着する可能性は低いこと。

11ページに行っていただきまして、(2) の食品の汚染状況のところでございます。畜産食品からテトラサイクリン系抗生物質耐性の黄色ブドウ球菌が検出されたという報告は少なく、また、食品から分離される黄色ブドウ球菌及びMRSAは、主にヒト由来の汚染と考えられていることを記載しております。

11ページの下から「4. 影響評価」です。ここでは評価対象薬剤の重要度、感染症の重篤性等、その他の要因の3項目について、懸念の程度から評価を行っております。

(1) 評価対象薬剤の重要度では、評価対象テトラサイクリン系抗生物質が、本委員会が定めたヒト用抗菌性物質の重要度ランクづけにおいて、次のページに移っていただきまして、Ⅱの高度に重要、またはⅢの重要とランクづけされていることや、ヒトのメチシリン感受性黄色ブドウ球菌による感染症に対して抗菌性物質を投与する場合、第二選択薬としてミノサイクリンが推奨されていることを記載しております。

12ページの中ほど(2) ハザードに起因する感染症の重篤性等では、黄色ブドウ球菌感染症は、鼻腔等の常在菌による感染が多く、家畜由来のMRSAが食品を介してヒトに感染した事例の報告はないことや、ヒトにおける家畜関連MRSAの主な伝播経路は動物との物理的な接触によるものと考えられていることを記載しております。

(3) はその他の要因です。国内のヒト臨床医療分野において分離されたメチシリン感受性黄色ブドウ球菌のミノサイクリン耐性率は極めて低く抑えられていると報告されています。また、黄色ブドウ球菌感染症やMRSA感染症の治療薬として系統の異なる薬が多く存在をしております。

13ページに「5. リスクの推定」について記述がございます。表5に発生評価、暴露評価、影響評価、それぞれの結果及び総合的な評価の結果をまとめております。リスクの推定の結果については、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

本件に関しまして、差し支えなければ、明日から3月14日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週 2 月 19 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

また、15 日金曜日 14 時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 730 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。